

厚木市インターンシップに関する覚書

厚木市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲におけるインターンシップ実施について、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受け入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習期間等）

第2条 実習生の実習期間及び実習職場は、別紙のとおりとする。

（実習生の身分及び報酬等）

第3条 甲は、実習生に甲の職員としての身分を与えないものとし、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品は支給しない。

（遵守事項）

第4条 乙は、実習生に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念すること。
- (2) 実習生は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等に従うこと。
- (3) 実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。
- (4) 実習生は、実習により知り得た秘密を、実習期間中のみならず、その終了後も漏らさないこと。また、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得ること。
- (5) 実習生は、甲に対して、誓約書を実習の前までに提出すること。

（事故責任等）

第5条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、乙及び実習生は、甲に対して連帶して責任を負うものとする。

3 実習生が第三者に与えた損害に関しては、甲は一切の責任を負わないものとする。

4 実習生が第三者に与えた損害により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害を補填するものとする。

（実習の中止）

第6条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、この実習を中止しようとするときは、実習を中止しようとする3日前までに、乙に当該実習の中止を申し入れ、乙及び実習生の同意を得るものとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの実習を中止することができる。

- (1) 第4条の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由なく、実習に参加しないとき。

3 前項の規定により乙又は実習生に損害が生じても、甲は一切その責を負わない。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 厚木市中町3丁目17番17号

代表者名 厚木市長 山口貴裕 印

乙 住 所

名 称

代表者名

印

別紙

項目	内 容	
実習生氏名		
実習職場（部課名）		
受入期間	令和 年 月 日	～令和 年 月 日
時 間	午前 8 時30分～午後 5 時15分	
業務内容	事務補助等	
市側連絡先	担当者	総務部 職員課 人事研修係 ○○
	連絡先	(046) 225-2070
学校側連絡先	担当者	
	連絡先	